

セレッソ桜が丘サッカークラブ規約

第1条 名称

本団の名称は、「セレッソ桜が丘サッカークラブ」とする。

第2条 活動場所

この団体の主たる活動場所は、新潟市立桜が丘小学校とする。

第3条 目的

本クラブは、学校教育活動外の社会教育の一環として、サッカーを通じて、闘争心、マナー、協調性（チームワーク）、集中力等を養うと共に健康な身体を育てる事を目的とする。

第4条 活動

本クラブは、第3条の目的を達成するために次の活動を行う。

- 1 サッカーを主体とする各種スポーツ活動。
- 2 サッカー球技を通じて基本的な運動能力を発達させ、体格・体位の向上を図る。
- 3 集団活動の中で決まりを守り、協調性や忍耐力を養う。
- 4 他団体との交流活動。
- 5 その他、本クラブの目的達成に必要な活動。

第5条 構成

- 1 本クラブは、第6条で規定するクラブ員、本クラブの目的に賛同する有志並びに指導者及び保護者会をもって構成し、保護者会はクラブを全面的にバックアップする。また、保護者会から各役員を選出する。
- 2 本クラブにクラブ代表1名、監督1名及びコーチ若干名を置く。
- 3 クラブ代表はクラブを代表し、監督及びコーチを補佐するとともに、クラブ全体を統括する。
- 4 監督はクラブ員を指導し、コーチを統括する。
- 5 コーチはクラブ員を指導し、監督を補佐する。

第6条 クラブ員

- 1 本クラブのクラブ員は、保護者の同意を得た未就学児～小学6年生児童とする。
- 2 本クラブ員は、原則として他のクラブチームには加入できない。
ただし、特別な事情がある場合この限りではない。
- 3 クラブ員はスポーツ保険加入後、練習に参加することができる。

- 4 本クラブの入団時には、保護者が同意書、送迎における同意書に必要事項を記入の上、保護者会に提出し承認をもって入団とする。

第7条 保護者会

- 1 保護者会は、クラブ員の保護者により構成し、ボランティアとして活動する。
- 2 保護者会の構成は6年生会、5年生会、4年生会、1・2・3年生会と分け、各学年会にそれぞれ、学年代表1名、副代表1名、会計1名を置く。
- 3 クラブ代表は保護者会代表を兼任し、保護者会及び事務局を統括する。
- 4 学年代表はクラブ代表を補佐し、各学年会を統括する。
- 5 事務局として、以下のとおりの担当を設ける。

クラブ会計	1名
遠征担当	若干名
ユニフォーム担当	1名
さくらカップ担当	若干名
振興会・振興会広報担当	各2名
各種登録担当	若干名
ホームページ・予定表担当	1名

第8条 役員

- 1 本クラブ役員は、第7条による保護者会の構成とするが、必要に応じ、協議を経て役員の増減を変更できるものとする。
- 2 臨時会議の役員は、クラブ代表、各学年代表、副代表、会計、その会議の議案関係者とする。
- 3 役員の任期は、1月1日から12月31日とする。

第9条 会計

- 1 クラブ費は、6、5、4年生 月2,000円 2、3年生 月1,500円 1年生 月500円 未就学時無料とする。
また、クラブ費は3ヶ月ごとの徴収とする。
ただし、入団日が15日以降の場合、その月のクラブ費を半額とする。
6年生は4月～2月の徴収とするが、活動内容によっては3月分も徴収する。

- 2 クラブ費の他に、ユニフォーム積立として、年3000円を徴収(小学1～6年生)する。
(3年位で使えなくなるので、購入代金として徴収する)
また、ソックス(全学年)及びパンツ(5年生以下)は各自購入する。
- 3 クラブ員のスポーツ保険料及び日本サッカー協会選手登録料は自己負担とする。
内訳:保険料800円、県登録料1850円
4月以降に入部した児童は、上記内容の振込手数料が発生する。
事故などで障害が発生し、保険で賄い切れない場合、1万円を上限としてお見舞金を支給する。
- 4 クラブ費は、各学年会の会計が徴収し、クラブ会計に引き渡す。
- 5 クラブ会計は、年間の予算案を作成し、保護者会で予算案報告を行い承認をもって運営し、年度末に決算報告を行う。
ただし、予期せぬ支出がある場合は、第8条に規定する役員による、臨時役員会議を開き決定するものとする。
- 6 クラブ費の配分は、各学年年2回行い、その時、各学年会の収支報告を行い残金をクラブ会計代表に引渡し、クラブ会計は、収支報告書を作成し保護者に書面をもって報告する。
- 7 クラブ共有資産の購入は、臨時役員会議により決定するものとする。
- 8 ユニフォーム積立金(以下「積立金」という。)は、ユニフォーム担当が管理する。
- 9 さくらカップの予算策定は、さくらカップ担当が行い、役員会の承認をもって決定するものとする。
- 10 監督、コーチのスポーツ保険料・審判員登録料は全額、保護者の審判員登録料は1/2クラブ費より支出する。
- 11 途中退団者が納めたクラブ費および積立金は、原則返却しないものとする。
- 12 年度途中の入団者は、入団月により、積立金を減額し徴収する。

7～9月	－1000円(2000円徴収)
10～12月	－2000円(1000円徴収)
1～3月	－3000円(徴収しない)

第10条 守秘義務

本クラブに関する全てのものは、クラブ員及びクラブ員の家族の個人情報並びに監督、コーチの個人情報について漏洩してはならない。

また、個人情報はクラブ運営以外の目的に使用する事はできないものとする。

第11条 規約改正

規約改正は、役員会議で素案を作成し、保護者会の承認をもって改正できるものとする。

規約制定日:平成12年 6月

規約改訂日:平成20年 2月 3日(日) 保護者会にて承認
改訂前

クラブ費は、6、5、4年生は、月1,000円とし、2、3年生は、月500円とする。

クラブ費の他に、ユニフォーム積立として、月1000円徴収とする。

(5年位で使えなくなるので、購入代金として徴収する)

改訂後

クラブ費は、6、5、4年生は、月1,500円とし、2、3年生は、月1,000円とする。
クラブ費の他に、ユニフォーム積立として、年3000円徴収とする。
(3年位で使えなくなるので、購入代金として徴収する)

規約改訂日:平成20年11月1日(土) 保護者会にて承認

改訂前

第6条-1

本クラブのクラブ員は、保護者の同意を得た小学2～6年生児童とする。

改訂後

第6条-1

本クラブのクラブ員は、保護者の同意を得た小学1～6年生児童とする。

改訂前

第9条-1

クラブ費は、6、5、4年生は、月1,500円とし、2、3年生は、月1,000円とする。

改訂後

第9条-1

クラブ費は、6、5、4年生 月1,500円 2、3年生 月1,000円 1年生 無料とする。

規約改訂日:平成21年1月 保護者会にて承認

追加

第9条-12

年度途中の入団者は、入団月により、積立金を減額し徴収する。

7～9月 -1000円(2000円徴収)

10～12月 -2000円(1000円徴収)

1～3月 -3000円(徴収しない)

規約改訂日:平成22年7月 保護者会にて承認

条文に但し書きを追加

第9条-1

ただし、入団日が15日以降の場合、その月のクラブ費を半額とする。

規約改正日:平成23年1月 保護者会にて承認

改正前

第9条-10

監督、コーチのスポーツ保険料及び、指導者・審判員登録料は一部クラブ費より支出する。

改正後

第9条-10

監督、コーチのスポーツ保険料・審判員登録料は全額、保護者の審判員登録料は1/2クラブ費より支出する。

規約改正日:平成23年6月 保護者会にて承認

条文に但し書きを追加

第9条-1

6年生は4月～2月の徴収とするが、活動内容によっては3月分も徴収する。

改正前

第7条-5

当番表作成 1名

振興会担当 2名

ホームページ担当 1名

改正後
第7条-5
振興会・振興会広報担当 各2名
ホームページ・予定表担当 1名

規約改正日:平成25年6月 保護者会にて承認

改正前
第6条-1
本クラブのクラブ員は、保護者の同意を得た小学1～6年生児童とする。

改正後
第6条-1
本クラブのクラブ員は、保護者の同意を得た未就学児～小学6年生児童とする。

条文に但し書きを追加
第9条-2
クラブ費の他に、ユニフォーム積立として、年3000円を徴収(小学1～6年生)する。

規約改正日:平成25年12月 保護者会にて承認

改正前
第9条-1
クラブ費は、6、5、4年生 月1,500円 2、3年生 月1,000円 1年生 無料とする。

改正後
第9条-1
クラブ費は、6、5、4年生 月2,000円 2、3年生 月1,500円 1年生 月500円
未就学时 無料とする。

改正前
第9条-11
途中退団者が納めた積立金は、原則返却しないものとし、クラブ費は、退団した月以降は返却するものとする。

改正後
第9条-11
途中退団者が納めたクラブ費および積立金は、原則返却しないものとする。